

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	農林水産省
	☐ 県	担当部局	
	☒ その他	名 称	全国農業会議所
件名	13 農地情報公開システムによる農地台帳情報のインターネットでの公表事項と手数料の徴収について		
提案市	中野市		
提案要旨	農地法の改正（平成25年12月改正農地法）により、今年4月1日から、農地台帳の記録事項を、市町村窓口での閲覧のほか、農地情報公開システムによりインターネットで公表されることとなるが、インターネットでの公表に関して以下の点について要望する。 ① インターネットでの公表及びシステムを構築した全国農業会議所へのデータの提供は「農振農用地区域内」の農地を対象とし、提供するデータは法定項目のみとする。 ② 農地情報公開システムでのインターネットによる公表について、全国農業会議所は、閲覧記録を整備し、閲覧手数料を徴収し、徴収した手数料は市町村に交付する。		
提案理由	① インターネットでの農地台帳の記録事項の公表は、個人情報の漏えいが懸念される。 ② また、窓口公表との整合性を図るために、インターネットでの公表についても手数料の徴収は必要である。		

現況及び課題等	今年度中に農地台帳を整備し、本年4月1日から、窓口での公表のほか、インターネットでの記録事項の公表と、農地中間管理機構へ記録事項を提供することとなっている。 全国農業会議所では整備した農地台帳の公表項目の情報の他に、世帯員、就業、就学、販売収入、所得、資金借入、全ての不動産、補助金受領、権利名義人等の個人情報を収集、管理することになる。 個人情報の保護の観点から、インターネットでの記録事項の公表は、情報漏えいなどの事故が懸念され、また事故発生の際の責任の所在が不明確である。 また、市町村での窓口公表の場合は、手数料を徴収するが、農地情報公開システムによるインターネットでの公表の場合は手数料を徴収しないことになっているため、窓口との整合性に欠けている。
関係法令	農地法第52条の2 農地台帳の作成 第52条の3 農地台帳及び農地に関する地図の公表 個人情報の保護に関する法律